



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.1

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月8日

Sponsor: Burkina Faso, Cabo Verde, Chad, **Djibouti**, Dominican Republic, DR Congo, Côte d'Ivoire, Ghana, Jordan, Kenya, Malawi, Mali, Nigeria, South Africa, Tajikistan, Tunisia and Zambia

第25回ローマ規程締約国会議は、

ローマ規程を想起し、

国際総会を想起し、

締約国会合 (ASP) を想起し、

独立専門家レビュー (IER) を想起し、

国際連合憲章の目的と原則を想起し、

国際刑事裁判所 (ICC) の国際刑事司法への貢献に好意を示し、

ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪や侵略犯罪の防止と処罰の重要性を再確認し、

国際刑事司法の実効性を確保する必要性を確信し、

補完性の原則の重要性を強調し、

ICCと地域機関との協力が国際刑事司法の信頼向上に寄与することに留意し、

一部の締約国及び地域において、ICCの公平性及び透明性に対する懸念が示されていることを遺憾に思いながら言及し、

ICCの職員構成及び捜査活動における地域的偏りが、裁判所への信頼性に影響を及ぼす可能性があることを懸念し、

ICCの独立性及び公平性を維持する必要性を認識し、

国際刑事司法の公平性と透明性を継続的に確認するための独立した第三者監視メカニズムの重要性を認識し、

加盟国・国際機関及び専門家間の定期的かつ建設的な協議の場を設けることの有用性を強調し、

国際刑事司法制度の実効性を向上させるため、継続的な対話及び制度改革の必要性を認識し、

現職国家元首への免責は国の崩壊につながることを認識し、

実行性向上に不履行への制裁が有効であることを認識し、

協力国へのインセンティブが協力国に有効であることを認識し、

重大な国際犯罪の不処罰の防止に向けて協力することの重要性を強調し、

1. 国際刑事裁判所に対し、ICCの透明性を向上させるために以下の改革を進めるように強く促す：
 - a. ICC検察局に対し、捜査開始、捜査終了及び不起訴の判断について、その法的根拠及び判断基準を可能な範囲の公表、
 - b. 裁判手続きへの検察官による過度な介入権限を有しない独立した評価委員会の設置；
2. 補完性の原則の実現に向け、ICC並びに締約国及び関係国際機関に対し、加盟国の司法能力強化のための技術的・物的・財政的支援を推進することを要請する；
3. 国際刑事裁判所に対し、地域機関との協力を推進し、補完性原則に基づく相互補完的な国際刑事司法体制の強化を奨励する；
4. 地域機構と定期協議枠組みを制度化することを要請する；
5. 国際刑事裁判所に対し、地域的偏りを是正し、職員構成及び捜査・訴追活動における公平性と多様性を確保するために以下の改革を推進することを強く要請する：
 - a. 国際刑事裁判所（ICC）職員における地域的衡平性を確保するため、各地域からの専門的人材の採用及び登用を促進し、特定地域に偏らない多様な知見を有する職員構成の実現、
 - b. 国際刑事裁判所の捜査及び訴追活動において、特定地域に集中した対応を避け、国際犯罪の発生状況及び被害の深刻性に基づいた公平かつ客観的な捜査方針の確立；
6. ローマ規程第16条に基づく捜査及び訴追の延期制度について、和平プロセスへの重大な影響が認められる場合の適用基準を明確化するとともに、安全保障理事会がその要請を迅速かつ透明性をもって審議するように促す；
7. 締約国会議、国際連合及びに対し、締約国会議、国際連合及び地域機関による協力を促進し、判事及び検察官に対する政治的圧力の防止及び独立性の確保に向けた取組を強化するよう促進する；
8. 加盟国に対し、それぞれの経済状況に応じた持続可能かつ安定的な財政支援並びに人的及び技術的貢献を通じ、ICCの持続可能な運営基盤の強化を促進する；
9. 加盟国に対し、締約国による現職国家元首逮捕状の執行に際しては、国際司法の実現と地域の平和及び安定の双方を確保するため、以下の事項を実施することを訴える：
 - a. 執行時期はICCと締約国が調整し、和平交渉や重要な国際会議の期間中の可能な限りの回避、
 - b. 地域機関との協議を執行前の手続きに位置付け、地域情勢を十分な考慮、
 - c. 被拘束者の医療・弁護人との接見など、公正な手続き及び人道的待遇の保証；
10. 司法の独立性への課題や国際協力の進捗を評価、議論するため、締約国・関連国際機関及び市民社会が参加する国際司法協力会議を年1回招集することを決定する；
11. IERを通じて意思決定の透明性向上と義務の効率化を進めることを呼びかける。